

公表用	

令和 7 年 1 月

第 19 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 14 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和7年1月14日 午後4時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 12 名

欠席委員 1 名

議席	氏名	出欠
6	船津 鎮男	出
13	吉村 郁子	出
8	藤川 放作	出
11	大田 完治	出
12	長城 彰	欠
7	西村 直仁	出
1	西本 一美	出
2	石本 浅夫	出
9	繁永 國廣	出
5	川本 博	出
3	松本 功	出
4	富田 和重	出
10	沼口 宣寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 7 名

議席	氏名	氏名
1	出口 政廣	出
2	末松 克朗	出
3	辻 英樹	出
4	酒井 勝	欠
5	鞆野 正明	出
6	槌野 英喜	欠
7	福井 佳章	欠
8	北山 明博	出
9	村上 美輝	出
10	野村 弘美	出
11	富生 袖子	欠
12	大森 強	欠
13	森 清孝	欠

5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 70 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 71 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長

井上 栄輔

農地係長

宮崎 崇文

会長	<p>出席者 12 名で定足数に達していますので、これより、第 19 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">－委員・事務局朗読－</p>
会長	<p>それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 70 号から議案第 71 号までの 2 件を一括上程し審議しますので、よろしく申し上げます。最初に、議案第 70 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第 70 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 1 月 14 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 12 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。最初に今川地区の 1 件と椿市地区の地区番号 10 番について審議し、他の地区及び椿市地区の地区番号 9、11、12 番については一括して審議してまいりたいと思います。まず、今川地区の 1 件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により繁永委員の退室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－繁永委員退室－</p>
会長	<p>今川地区 1 件について地区担当職員より報告願います。</p>
事務局	<p>今川地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。物件の表示は、大字流末■■■■、田、702 m²、外 3 筆計 4,988 m²。譲渡人は、大分県別府市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が終わりました。今川地区の 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今川地区の 1 件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。ここで、繁永委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－繁永委員入室－</p>
会長	<p>次に、椿市地区の地区番号 10 番についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により沼口委員の退室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－沼口委員退室－</p>
会長	<p>椿市地区の地区番号 10 番について地区担当職員より報告願います。</p>

事務局	<p>椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 10 番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、863 m²、外 1 筆計 2,038 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が終わりました。椿市地区の地区番号 10 番についてご質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。椿市地区の地区番号 10 番について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。ここで、沼口委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－沼口委員入室－</p>
会長	<p>次に、行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
吉村委員	<p>行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、行事三丁目■■■■、田、1,652 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。夫から妻へ贈与により所有権を移転するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>次に、今元地区の 2 件について地区担当職員より報告願います</p>
事務局	<p>今元地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字今井■■■■、田、741 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 3 番。物件の表示は、大字元永■■■■、田、2,548 m²。譲渡人は、栃木県小山市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>次に、泉地区の 2 件について地区委員より報告願います</p>
西村委員	<p>泉地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示、北泉四丁目■■■■、田、1,469 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、福岡市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請され</p>

	<p>ております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。地区番号5番。物件の表示、東泉二丁目■■■■、田、38㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 川本委員</p>	<p>次に、稗田地区の2件について地区委員より報告願います 稗田地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号7番。物件の表示は、大字津積■■■■、田、350㎡。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■です。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号8番。物件の表示は、大字大谷■■■■、田、649㎡。譲渡人は、北九州市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 沼口委員</p>	<p>最後に椿市地区の地区番10番を除いた残り3件について地区委員より報告願います。 椿市地区3件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号9番。物件の表示は、大字入覚■■■■、田、1,565㎡、外1筆、計3,867㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号11番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、1,207㎡、外2筆計3,352㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。次に、地区番号12番。物件の表示は、大字常松■■■■、田、1,112㎡、外3筆計6,183㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。</p>

会長	<p style="text-align: center;">－質疑なし－</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第70号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
会長	<p style="text-align: center;">－全員挙手－</p> <p>全員賛成と認めます。よって、議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請12件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第71号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>朗読します。議案第71号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和7年1月14日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1申請人、■■■■、以下6件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。最初に延永地区の1件について審議し、他の地区については一括して審議してまいりたいと思います。まず、延永地区の1件についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により富田委員の退室を求めます。</p>
会長 事務局	<p style="text-align: center;">－富田委員退室－</p> <p>延永地区1件について地区担当職員より報告願います。</p> <p>延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号5番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字延永■■■■、田、487㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場487㎡。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。既に造成されており始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が終わりました。延永地区の1件についてご質疑ありませんか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">－質疑なし－</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。延永地区の1件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
会長	<p style="text-align: center;">－全員挙手－</p> <p>全員賛成と認めます。ここで、富田委員の入室を求めます。</p>
会長 吉村委員	<p style="text-align: center;">－富田委員入室－</p> <p>次に、行橋地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>行橋地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字宮市■■■■、田、2,060㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。</p>

	<p>転用理由としては売買契約で所有権を移転し、特定建築条件付売買予定地を造成するものです。住宅用地7区画1593.76㎡、道路水路466.24㎡。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書、宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、地区審査の結果、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 西本委員</p>	<p>次に、泉地区の2件について地区委員より報告願います。</p> <p>泉地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号2番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、北泉四丁目■■■■■、田、1,022㎡で、既存宅地1,354.19㎡を含みます。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■です。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、貸駐車場を設置するものです。貸駐車場2376.19㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号3番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、西泉三丁目■■■■■、田、941㎡、西泉三丁目■■■■■、田、741㎡、西泉三丁目■■■■■、田、1,032㎡の3筆で計2,714㎡。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さんと愛知県尾張旭市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、特定建築条件付売買予定地を造成するものです。住宅用地9区画2,017.59㎡、道路水路682.83㎡、その他13.58㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書、宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長 川本委員</p>	<p>次に、稗田地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>稗田地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号4番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字津積■■■■■、田、227㎡。所有者は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅56.70㎡、その他170.30㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>最後に、椿市地区の1件について地区委員より報告願います。</p>

沼口委員	<p>椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字下崎■■■■、田、427 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては使用貸借契約を設定し、自己住宅を建築するものです。二人は親子になります。自己住宅 101.23 m²、その他 325.77 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>
会長	<p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 71 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって、議案第 71 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 6 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。1 番、西本委員、3 番、松本委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>